

イギリス領ピトケアンの刑事司法

永 田 憲 史

- 一、はじめに
- 二、概 要
- 三、法 状 況
- 四、刑事裁判制度
- 五、刑 事 法

一、はじめに

オセアニアには、小規模な島嶼国家だけでなく、未だ独立していない島々からなる地域がいくつも存在する。これらの地域は、ニュージーランド、オーストラリア、イギリス、フランス、アメリカ合衆国などに属しながらも、独自の法制度を有していることが多い。

人口が少なく、領土が点在するこれらの地域において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いこれらの地域の刑事司法制度を参考にすることは、① 比較法的関心を満たし、② 刑事制裁など我が国に新たな制度を導入する可能性をもたらし、③ 将来、我が国の地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行な

う際に役立つ知見が得られる可能性がある⁽¹⁾。しかも、一九九九年、イギリス領ピトケアン (Picainn) で、島民の成人男性の過半数が一四歳未満の児童と性的関係を有していたことが明らかとなり、その訴追や処罰の行方が世界的に注目されるといった事例が発生するなど、これらの地域の刑事司法制度を正確に把握する必要性が生じていると言えよう。

もっとも、これらの地域の刑事司法制度を探ることには、独立している小規模な島嶼国家よりもさらに大きな苦勞を伴う。刑事法分野に限らず、他の法分野も含めて、我が国における先行研究は皆無に等しい。こうした中、入手できた文献と、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; Paclii) がインターネット上で提供しているデータベース (Paclii Databases)⁽²⁾ を中心に各地域の刑事司法制度をまとめ、資料として提供することとしたい。その際、これらの地域においても、地理や歴史が法制度に大きな影響を与えていると考えられるため、それらをまず簡潔に触れた上で、法状況、刑事裁判制度、刑事法について紹介することにした。今回は、イギリス領ピトケアンを取り上げることとする。

二、概 要

ピトケアン⁽³⁾は、フランス領ポリネシア (Polynésie Française; French Polynesia) の東方に位置し、ピトケアン島、オエノ島 (Oeno Island)、ヘンダーソン島 (Henderson Island)、デュシー島 (Ducie Island) の四島からなる太平洋に残されたイギリス最後の植民地である。面積は総計四七平方キロメートルで、人口は約五〇人である。人口の数倍以上のピトケアン出身者が太平洋諸国で暮らしているとされる。面積五平方キロメートルのピトケアン島以外の三島は無人島であり、アダムズタウン (Adamstown) で全員が暮らしている。地理的には孤立しているものの、イギリスからの援助やニュージーランドからの支援がある上、切手の販売収入が大きく、経済レベルは決して低くない。また、野菜類や果実類に恵まれている。もっとも、ピトケアン島に空港や港はなく、人の往来や物資の行き来は、大型船舶からボートを下ろして行なわれる状況にある。

歴史を紐解くと、⁽⁴⁾ヨーロッパ人がピトケアン島に到達したのは、一七六七年のことであり、かつて居住者がいた痕跡はあったものの、当時、ピトケアン島は無人口島であった。一七九〇年、イギリス船バウンティ号の乗組員らが反乱を起こし、処罰を免れるため、タヒチ (Tahiti) 出身の奴隷とともに、ピトケアン島に赴き、暮らし始めた。しかし、元乗組員や奴隷の間で殺傷が続き、一人を除いて全ての男性が死亡するに至るなど、入植者の苦難が続いた。アダムスタウンの名は、最後まで生き残った男性のアダムズ (Adams) の名に由来する。その後、一八〇八年にアメリカ合衆国船によりこの地に居住者が存在することが確認されるまで、世界から完全に切り離されていた。一八二九年、ピトケアン島は、イギリス海軍の支配下に入った。

一八三二年以降、ジョシユア・ヒル (Joshua Hill) がピトケアン島の支配者として君臨し、専断的な拘禁や恣意的な厳しい処罰を行なった。一八三八年、ヒルが排除され、イギリス海軍の提督により起草された憲法が公布された。これにより、ピトケアン島は正式にイギリス領となった。同時に、治安判事 (Magistrate) の権限と毎年の選任を規定した法律、裁判所の手続に関する法律、犬の統制に関する法律、猫の処分を処罰する法律、迷い豚により生じた損害の賠償に関する法律、土地の耕作に関する法律、森林の伐採に関する法律、島の調査に関する法律、アルコール飲料の輸入、販売及び消費を禁止する法律、治安判事の許可なく女性が外国船に乗り込むことを禁止する法律の一〇個の法律が制定された。これらの中には、女性に治安判事の選挙権を認めるなど、当時としては極めて先進的な規定も多数見受けられた。また、義務教育も導入された。

一八五〇年には、人口が一五〇人を超え、食料や水の問題が深刻化した。イギリス政府は、全住民を現在のオーストラリア領ノーフォーク島 (Norfolk Island) に移住させた。しかし、住み慣れた島を離れることには反発も強く、一八五九年と一八六三年に計四三人がピトケアン島に戻った。それに伴い、一八六四年には、一八三八年憲法が復活した。

一八九三年には新たな憲法が作られ、一院制で定数七人の評議会 (Parliament) が立法と行政を行なうこととなり、多くの法令が作られた。評議会の構成員から大統領 (President)、副大統領 (Vice President)、一人の治安判事、大臣 (Secretary) が選ばれた。

一八九八年、ピトケアン島は、現在のフィジー諸島共和国 (Republic of the Fiji Islands) の首都スヴァ (Suva) の西太平洋高等弁務官 (High Commissioner for the Western Pacific) の統治下に置かれた。ピトケアン島以外の三島も一九〇二年に統治下に入った。

一九〇四年、一八九三年の憲法が廃止されて、新たな憲法が作られ、治安判事長官 (Chief Magistrate) が行政の長とされた。治安判事長官は、軽微事件は単独で、それ以外の事件は毎年選出される二人の陪席判事 (assessor) とともに審理を行なうとされた。また、陸上と海洋の二つの委員会 (committee) が規則 (regulation) 制定を行なうこととなった。なお、一八九三年憲法の下で作られた法令は依然有効とされた。一九四〇年には、包括的な法典であるピトケアン島諸規則 (Pitcairn Island Regulations) が作られた。

一九五二年、ピトケアンの行政権は、西太平洋総督からフィジー知事 (Governor) に移され、ピトケアンは、イギリスの植民地となり、国家元首はイギリスのエリザベス二世 (Queen Elizabeth II) となった。一九五九年には、司法権が高等弁務官裁判所 (High Commissioner's Court) からフィジーの最高裁判所 (Supreme Court) へと移った。一九七〇年にフィジーが独立すると、一九七〇年ピトケアン命令 (Pitcairn Order 1970)⁽⁵⁾ により、ニュージラランド高等弁務官がピトケアン島知事を兼任することになった。この命令は、一九六四年地方政府令 (Local Government Ordinance 1964) と一九六六年司法令 (Justice Ordinance 1966) を踏まえたもので、知事は行政を担うだけでなく、法律を制定することができることとされた。また、任期一年、定数一〇の島嶼評議会 (Island Council) は、規則 (regulation) を制定することができることとされた。

一九九九年、イギリスから派遣されていた警察官により、ピトケアン島の成人男性の多くが、長年にわたり、一四歳未満の児童と性的関係を有していた事実が把握され、刑事裁判制度の整備が進められた。

三、法 状 況

法源として⁽⁶⁾、第一に、一九七〇年ピトケアン命令と、それを修正した二〇〇二年ピトケアン(修正)命令(Picainn (Amendment) Order 2002)⁽⁷⁾がある。これらは、事実上、ピトケアンの憲法にあたる。

第二に、知事によって公布された令(Ordinance)及びそれにより授權された規則(rule and regulation)がある。

第三に、島嶼評議会により制定された規則がある。

第四に、コモン・ロー(common law)、衡平法(equity)、イングランドで一九八三年一月一日に有効であった制定法のうち、ピトケアンの状況などに照らして適当な制定法がある。

第五に、慣習法がある。

イングランドの検事総長(Attorney General)にあたる法勸告官(Legal Adviser)の任命要件については規定があるが、島嶼治安判事(Island Magistrate)については、資格は要求されていない⁽⁸⁾。島嶼治安判事は、選挙により選出される。

四、刑事裁判制度

刑事裁判は、一九六六年司法令をはじめとする法令上、原則として、三審制とされていた⁽⁹⁾。

通常第一審とされるのが、島嶼裁判所(Island Court)である。島嶼治安判事と陪席治安判事で構成される。法定刑が五〇ニュージールランドドル(NZD)(約四、〇〇〇円。一NZD八〇円で換算。以下同じ)以下の罰金刑(fine)の犯罪に関わる事件については、島嶼治安判事だけで審理される。それ以外の事件については、陪席治安判事との合議制が採られる。合議制とされる場合も、量刑は島嶼治安判事だけで判断される。もっとも、この場合も、一〇〇日を超える拘禁刑(imprisonment)又は二五〇NZD(約二〇、〇〇〇円)を超える罰金刑を宣告することは、原則として許されない。但し、知事は、宣告刑の限度を個別の事

件ごとに例外的に引き上げることができる。

また、島嶼裁判所は、不自然な死亡や、財産が損害を被ったり、損壊されたりした火災について調査する権限を有する。

島嶼裁判所からの上訴審と、島嶼裁判所の管轄外の事件のうち、中程度の重大性の事件の第一審を行なうのが、下級裁判所 (Subordinate Court) である。下級裁判所の管轄は、イングランドの治安判事裁判所 (Magistrates' Court) とほぼ同じである。

下級裁判所からの上訴審と島嶼裁判所の管轄外の事件のうち、重大事件の第一審を行なうのが、上級裁判所 (Supreme Court) である。最高裁判所の管轄は、イングランドの高等裁判所 (High Court) とほぼ同じである。判事は知事により必要に応じて任命される。

原則として、上級裁判所が終審となるが、ロンドンの枢密院司法委員会 (Judicial Committee of Privy Council) への上訴が認められる場合がある。

下級裁判所と上級裁判所は、知事により創設されると規定されている。しかし、従来、ピトケアンでは、重大な犯罪の発生が問題とされなかったこともあって、下級裁判所も上級裁判所も創設されていなかった。一九九九年の事件発覚を受けて、二〇〇二年ピトケアン (修正) 命令が作られるとともに、ニュージーランドでも、二〇〇二年ピトケアン公判法 (Pitcairn Trials Act 2002)⁽¹⁰⁾ が制定され、裁判所の創設と手続規定の整備が進められた。その結果、ピトケアン島に上級裁判所が創設された。判事はニュージーランド人が任命された。また、新たに、上級裁判所の上訴審を上訴裁判所 (Court of Appeal) が行なうものとされた。上訴裁判所はニュージーランドのオークランド (Auckland) のパパクラ地区 (Papakura) に置かれることとなった。

五、刑 事 法

イングランドで一九八三年一月一日に有効であった制定法、知事によって公布された令、島嶼評議会により制定された規則が刑事法の法源である。⁽¹¹⁾ そのため、一九九九年の事件で問題となった一四歳未満の児童との性的関係を有することは、犯罪とされる。

また、起訴は、イングランドと同様、原則として、警察官 (police officer) により、女王 (Queen) の名の下に行なわれる。

一九九九年の事件発覚以来、イギリス政府は、数々の難問に直面することとなった。第一に、処罰の必要性や可罰性が問題となった。法令上、一四歳未満の児童との性的関係を有することが犯罪に当たるとしても、ピトケアン⁽¹²⁾の性風俗として定着してきたとされたためである。第二に、手続上の問題が生じた。処罰を指して訴追するとしても、管轄を有する裁判所が創設されておらず、裁判所の創設や手続規定の整備が必要となったためである。また、ピトケアンが地理的に孤立していることから、どこに裁判所を創設するかを検討する必要に迫られたためである。第三に、住民の生活基盤の維持が問題となる。成人男性の大半が訴追され、拘禁刑に服することとなった場合、労働力が大幅に減少し、大型船舶からの荷降ろしなどが困難となり、住民の生活基盤が維持できなくなる可能性が高いためである。

結局、ピトケアン島の男性労働人口の約半数にあたる六人の男性と島外の一人の男性が三〇年以上にわたる強姦 (rape) 及び強姦未遂 (indecent assault) など一三の訴因で起訴された。⁽¹²⁾ 弁護側は、イングランドの法令がピトケアンには適用されないと主張したものの、二〇〇四年二月、上級裁判所でイングランドの法令がピトケアンに適用されるとの判断がなされた。⁽¹³⁾ この判断は、二〇〇四年七月、上訴裁判所でも維持された。⁽¹⁴⁾ また、枢密院司法委員会は、さらなる上訴を認めなかった。これを受けて、二〇〇四年一〇月、上級裁判所で有罪認定がなされ、その後、住民である六人に対して、六年の拘禁刑、五年の拘禁刑、三年の拘禁刑、在宅拘禁 (home detention) による二年の拘禁刑、二人に一〇〇時間の社会奉仕命令 (community service order) が科された。これを不服とした六人は、上訴裁判所に上訴したが、二〇〇六年三月、上訴裁判所はこれを棄却した。さらにこれを不服とした六人は、枢密院司法委員会に上訴したが、二〇〇六年一〇月、枢密院司法委員会は、これを棄却し、判決が確定した。⁽¹⁵⁾

- (1) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六巻四号 (二〇〇六) 七五頁以下、七八―七九頁。
- (2) <http://pachii.org.vu/>、<http://www.pachii.org/>、<http://www.pachii.org.vu/>、<http://www.pachii.org/>。
- (3) 最新の数値は、アメリカ合衆国の中央捜査局 (Central Intelligence Agency; CIA) の世界の現状資料 (The World

Factbook) に於て。 <http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/pc.html>

- (4) 註上へ於て Srivastava, D. K., Pitcairn Island, In: Nummy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 252, 252-257; 石原明彦『軍艦バンニャー号の未裔たち——ピトケアン奇譚』(成山堂書店、一九九八) 一一九四頁。
- (5) SI 1970/1434.
- (6) 註上へ於て Srivastava, *supra* note 4, at 254-255.
- (7) SI 2002/2638.
- (8) Srivastava, *supra* note 4, at 267.
- (9) 註上へ於て Srivastava, *supra* note 4, at 257-258, 260-261.
- (10) 2002 No. 83 (NZ).
- (11) Srivastava, *supra* note 4, at 259.
- (12) 一擧の疑難に於て Wright, F. et al., The Pitcairn Trials Act 2003 (NZ), Ordinance 6 of 2004 (PTT), and the Bounty of the Mutiny, 21 *New Zealand Universities Law Review* 486 (2005), 486-487.
- (13) Queen v 7 Named Accused [2004] PNNSC 1 (19 April 2004) and [April 2005]; SC 1-7/2004.
- (14) Queen v 7 Named Accused [2004] PNCA 1 (5 August 2004); CA 1-7/2004.
- (15) Christian and Ors v The Queen [2006] PNPC 1; [2006] UKPC 47 (30 October 2006); Privy Council Appeal No 109/2005 (UK).